スキュー、農事組合法人 東瓜幕協和生産組合、ケルヒャージャパン㈱、ＪＡ北海道信連帯広支所、函館ヘッドスキークラブ、谷田製菓㈱、なりさわフードコンシエル、㈲キタヒロフーズ、㈱セコマ、㈱明治、㈲角屋、ゴルフ工房ＡＳＡＲＩ、㈱ストリームスポーツクリエーション、㈱アドプリント、㈱ザ・本屋さん、㈱ノブ、㈲たち仏具店、㈲テンヴィクトリーズ、㈲タナベ、トータルフーズ㈱、㈲瀬上製作所、㈱共同電設、㈱内山企画会社、㈱十勝清水美乃里農場、公益財団法人 日本教育公務員弘済会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、ジョソン・エンド・ジョンソン㈱、十勝毎日新聞社㈱、㈱北海道新聞社、鹿追町社会福祉協議会、ＫＤＤＩ㈱、日清医療食品㈱、安藤裕太、佐藤幹也、畠山孝二、逢見典道、滝口久志、三坂鮎姫、ふきや じゅんこ、桃井直行、中川琴絵、千葉 戸谷智之、国広利明、川西裕美、宮間史明、園田奈美、若杉真吾、清野太禅、星川キミ、太田泰子、森本洋子、福井光江、福西博三、東森あゆみ、石橋裕子、佐藤まこと、玉置菊江、福井恭子

Voice ボイス ー町の声ー

※4月以降にまちづくりレターでいただいたご意見などを掲載しています

お答えします

●来年度以降の高校の通学について

来年度から新得高校普通科が募集停止となりますが、それに伴い町からの通学費の助成はされるのでしょうか。来年度からは新得高校に行きたくても行けない、地元の高校に進学したくてもできないという状況になります。

これは私一個人の意見ではありますが、地元に高校がないならば、ＪＲやバスなどの通学費を助成するべきではないでしょうか。新得高校がまだ募集をしている時は地元を離れ、十勝の高校に進学するならばＪＲなどの通学費（交通費）は別に助成をする必要はないと思いますが、来年度からは今までとは違います。「町立高校を設置する」と話し合うことよりも、「来年度以降の高校通学の助成金をどうするか」ということをまずは先に話し合うべきだと思います。

（10歳代・女性）

新得高等学校については、北海道教育委員会による公立学校配置計画により平成28年度の入学生をもって募集を停止し、平成30年度末での閉校が決まっています。

ご質問のありました通学費助成についてですが、道立高校の存廃については、北海道教育委員会が決定しているため、住んでいる市町村に高校がなくなった場合の通学費助成についても北海道教育委員会が行っています。

補助の対象は、道立高校の廃止により、住んでいる市町村に高校がなくなり、他の高校に通学する生徒の保護者で、実際に負担している交通費（定期代）から1万円を差し引いた額が補助額となっています。

ただし、交通費については、望ましい規模の高校（1学年4学級以上の高校）が所在する最も近隣の市町の高校への通学費が適用されることから、たとえ町内の生徒が帯広市内の高校へ通学したとしても最も近隣の望ましい規模の高校である清水高校への通学費が対象となってしまいます。

新得～清水間のＪＲ定期代は、一ヶ月定期で４９２０円であり、通学費は1万円に満たず、残念ながら北海道教育委員会の補助対象とならないこととなります。

新得町では、町には高校が必要との思いから、より多くの生徒に新得高校へ入学してもらおうと通学費補助や大学入学資金の貸付、奨学金の交付などの補助を行ってきました。

これはあくまでも新得に高校を残すために行ってきた措置です。

小中学校は義務教育であり、遠距離通学の児童生徒には、学校の設置者である町がスクールバスを運行しております。

一方、高等学校は、義務教育ではなく、試験はありますが自由に進学先を決めることができる学校です。

地元・新得高校を目指していた皆さんにとっては負担が増えることになってしまいますが、すべての生徒を対象とした通学費の助成は考えておりません。

なお、経済的な理由により就学が困難な方については、北海道教育委員会の奨学給付金制度や無利子の奨学金制度が用意されておりますが、町としても何らかの助成措置ができないか検討したいと考えています。

（学校教育課総務係）

人事行政の運営等の状況

地方公務員法では公務員の公平性や透明性の確保などを目的に給与等の状況のほか、人事行政の運営等について公表することが義務づけられています。その中から一部を抜粋してお知らせいたします。

■人事行政の運営等に関する疑問点などは総務課職員係64-5111（内線 114）へお問い合わせください。

■町のホームページ http://www.shintoku-town.jp/ や掲示板にて公表していますのでご覧ください。

■職員の給与の状況

1．総括

（1）人件費の状況（平成 27 年度地方財政状況調査）

区分	住基台帳人口（27 年度末）	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	（参考）26 年度人件費率
年度	人	千円	千円	%	%
27	6,361	8,517,018	988,124	11.6	13.7

（注） 人件費には議員、各種委員、特別職、職員の報酬および給与を含む

（2）給与の状況（平成 27 年度予算）

区分	職員数（準・臨時職員を除く）	給与費			
		給料	職員手当	合計	1 人当たり
年度	人	千円	千円	千円	千円
27	111	392,236	236,493	628,729	5,664

（注） 1 職員手当には退職手当を含まない
2 職員数および給与費は当初予算に計上された額。

2．職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）平均年齢、平均給料月額（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分		平均年齢	平均給料月額
一般行政職	国家公務員	43.5 歳	334,283 円
	町職員	39.7 歳	307,558 円

※国家公務員の平均給料月額は、給与改定特例法（2 年間）による 7.8%減額後の額

（2）職員の初任給の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分		町		国	
		初任給	2 年後の給料	初任給	2 年後の給料
一般行政職	大学卒	174,200 円	186,100 円	174,200 円	186,100 円
	高校卒	142,100 円	150,500 円	142,100 円	150,500 円

※国の欄は、給与改定特例法（2 年間）による減額後の額

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分 ＼ 経験年数		10 年	20 年	30 年
一般行政職	大学卒	272,233 円	367,000 円	392,140 円
	高校卒	231,900 円	354,075 円	393,975 円

3．級別職員数の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
標準的な職務内容	主事 技師 主事補 技師補	主事 技師	係長 主任	課長補佐 係長 主査	課長補佐 課長	課長	
職員数	22 人	12 人	21 人	38 人	9 人	9 人	111 人
構成比	19.8%	10.8%	19%	34.2%	8.1%	8.1%	100%

4．職員の手当の状況

（1）期末・勤勉手当の支給割合（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	町（月分）			国（月分）		
支給月	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月	1.225	0.75	1.975	1.225	0.75	1.975
12 月	1.375	0.75	2.125	1.375	0.75	2.125
合計	2.60	1.50	4.10	2.60	1.50	4.10
役職段階別加算措置	課長等 15% 係長等 10% 主任等 5%			役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		

（2）その他職員手当の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	支給基準	月額（円）
扶養手当	配偶者	13,000
	配偶者以外の扶養家族	6,500（15 歳～ 22 歳 5,000 円加算）
	配偶者のいない職員の扶養家族（1 人のみ）	11,000（15 歳～ 22 歳 5,000 円加算）
住居手当	借家・借間（6,000 円以上の家賃を対象）	24,000 以内
	持家	15,000
通勤手当	自家用車等利用者（片道 2Km 以上）	2,800～9,100
	交通機関利用者	24,000 以内
管理職手当	課長職、課長補佐職	課長職 給料月額の 12% 課長補佐職 給料月額の 10%
寒冷地手当（11 月～3 月の 5 カ月間）	扶養親族のある世帯主	26,380
	扶養親族のない世帯主	14,580
	その他の職員	10,340

5．特別職の給料・報酬の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	月額（円）	期末手当
町長	766,000	年間 3.90 月分 6 月 1.925 12 月 1.975
副町長	641,000	
教育長	581,000	
議長	296,000	年間 4.10 月分 6 月 1.975 12 月 2.125
副議長	233,000	
常任委員長	208,000	
議員	188,000	